

(建設局下水道河川部水環境課)

大阪市告示第831号

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年 6月12日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日
大阪市立鶴見区民センター	平成27年 9月28日（月）
	平成28年 1月18日（月）
	平成28年 3月 7日（月）
	平成28年 3月14日（月）

(鶴見区役所地域活動支援課)

大阪市告示第832号

大阪市住居表示条例（昭和40年大阪市条例第4号）第2条の規定に基づき、平野区における街区の区域変更を次のとおり行う。

平成27年 6月12日

大阪市長 橋 下 徹

1 街区の区域変更

流町三丁目14番街区及び15番街区の一部区域を変更する。

(別図のとおり)

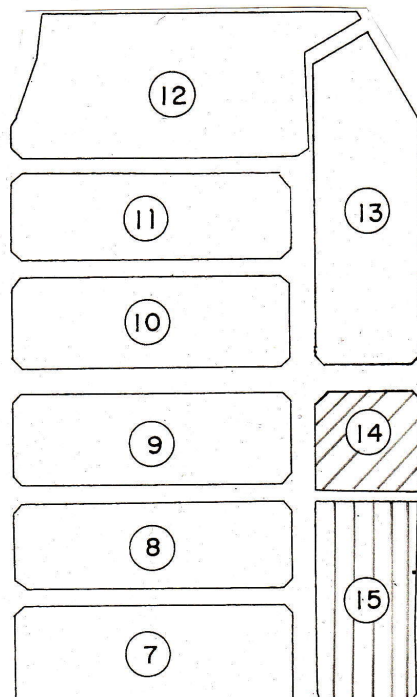
2 実施期日

告示の日

別 図

変更前

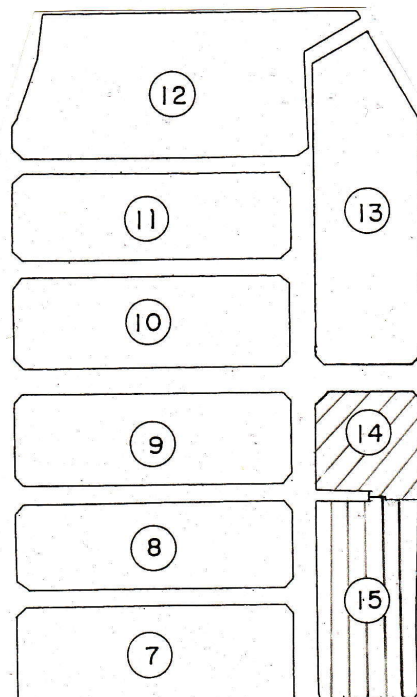
流 町 三 丁 目



凡 例	
町 名	流町三丁目
町 界	-----
街区符号	⑭ ⑮
街区界	=====

変更後

流 町 三 丁 目



凡 例	
町 名	流町三丁目
町 界	-----
街区符号	⑭ ⑮
街区界	=====

(平野区役所窓口サービス課)

淀川区告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成27年 6月 2 日

大阪市淀川区長 榊 正文

地縁による団体の名称 大阪市淀川区加島連合加島校南振興町会

及び事務所の所在地 大阪市淀川区加島一丁目1番21号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	牧野 鈴夫 大阪市淀川区加島1丁目 21番11号	小川 孝義 大阪市淀川区加島1丁目 21番34号

2 変更の年月日

平成26年 4月 1 日

3 変更の理由

代表者任期満了にともなう代表者の変更

(淀川区役所市民協働課)

(平27. 6. 2 揭示済)

大阪市交通局告示第27号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年 6月12日

大阪市交通局長 藤本 昌信

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎交通局経営管理本部調達部調達課（大阪市西区九条南1丁目12番62号）

①ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務（平成27年度）概算契約 47点 ②随意 ③27. 4. 1 ④中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪市此花区北港白津2

- 丁目4番3号 ⑤610,857,600円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①OA業務システム関連運用保守業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1 ④
(株)富士通マーケティング 大阪市北区梅田3丁目3番10号 ⑤45,173,160
円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①情報案内システム運用保守業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1 ④(株)
富士通マーケティング 大阪市北区梅田3丁目3番10号 ⑤32,436,936円
⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①メインフレーム系システム運用保守業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1
④富士通(株) 大阪府中央区城見2丁目2番6号 ⑤101,564,928円 ⑦
政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①会計システム運用保守業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1 ④日本電気
(株) 大阪府中央区城見1丁目4番24号 ⑤329,501,520円 ⑦政府調達に
関する協定第15条第1項(d)
- ①バスロケーションシステム保守点検整備業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1
④住友電工システムソリューション(株) 大阪府西区土佐堀2丁目2番4
号 ⑤40,176,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①図面・ドキュメント管理システム運用保守業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1
④富士ゼロックス(株) 大阪府中央区瓦町3丁目6番5号 ⑤29,191,212
円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①財務会計システム運用保守業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1 ④(株)
エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区堂島3丁目1番21号 ⑤
61,635,582円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①メインフレームおよびネットワーク運用管理支援業務委託 ②随意 ③27.4.1
④旭情報サービス(株) 大阪市北区中之島2丁目2番2号 ⑤
269,423,280円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①高見沢サイバネティックス製駅務機器保守業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1
④(株)高見沢サイバネティックス 大阪市北区堂山町3番3号 ⑤
86,020,272円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①高見沢サイバネティックス製駅務機器点検整備業務委託 一式 ②随意
③27.4.1 ④(株)高見沢サイバネティックス 大阪市北区堂山町3番3号
⑤32,366,520円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①東芝製駅務機器保守業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1 ④(株)東芝
大阪市北区角田町8番1号 ⑤331,000,560円 ⑦政府調達に関する協定第
15条第1項(d)
- ①東芝製駅務機器点検整備業務委託 一式 ②随意 ③27.4.1 ④(株)東
芝 大阪市北区角田町8番1号 ⑤56,399,976円 ⑦政府調達に関する協定
第15条第1項(d)
- ①オムロンソーシアルソリューションズ製駅務機器保守業務委託 一式 ②
随意 ③27.4.1 ④オムロンソーシアルソリューションズ(株) 大阪府福
島区福島3丁目14番24号 ⑤149,580,000円 ⑦政府調達に関する協定第15

条第1項(d)

①オムロンソーシアルソリューションズ製駅務機器点検整備業務委託 一式

②随意 ③27. 4. 1 ④オムロンソーシアルソリューションズ(株) 大阪市福島区福島3丁目14番24号 ⑤42,876,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①日本信号製駅務機器保守業務委託 一式 ②随意 ③27. 4. 1 ④日本信号(株) 大阪市北区小松原町2の4 ⑤156,060,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①日本信号製駅務機器点検整備業務委託 一式 ②随意 ③27. 4. 1 ④日本信号(株) 大阪市北区小松原町2の4 ⑤49,572,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①台車自動洗浄装置製造 一式 ②一般 ③27. 4. 30 ④新和商事(株) 大阪市住吉区帝塚山西4丁目11番8号 ⑤84,240,000円 ⑥27. 3. 6

①MM気吹集塵装置製造 一式 ②一般 ③27. 4. 30 ④椿本興業(株) 大阪市北区梅田3丁目3番20号 ⑤102,384,000円 ⑥27. 3. 6

(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市教育委員会告示第18号

博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第2項に基づき、次のとおり博物館登録事項を変更した。

平成27年 6月12日

大阪市教育委員会

委員長 大森 不二雄

1 博物館の設置者の名称

変更前：財団法人日本工芸館

変更後：一般財団法人日本工芸館

2 博物館の名称

変更前：財団法人日本工芸館

変更後：一般財団法人日本工芸館

3 変更年月日

平成22年10月 1 日

(教育委員会事務局総務部文化財保護課)

大阪市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公

表する。

平成27年 6月12日

大阪市監査委員 貴 納 順 二
同 阪 井 千鶴子
同 美 延 映 夫
同 島 田 ま り

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市長 橋下 徹
大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監19の第8号

監 査 の 対 象：平成18年度定期監査等 教育委員会事務局人権教育企画室、
教務部所管事務及び学校園関係事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通知を受けた日：平成27年 4月 3日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
8 (1)	学校給食費について 繰越金について改善を要するもの 実査を行った3校ともに学校給食費について、単年度で残額の精算を行っていなかった。そのうち2校については、余剰金は何年も累積したことによる繰越金が発生していた。 今後は余剰が発生しないよう極力努めるとともに、残額が生じる場合には、保護者に報告したうえで繰越すなど、学校事務の手引きに基づき適正な事務処理を行われない。 また現在累積している繰越金については、方策を検討のうえ解消に努められたい。 (表は省略)	平成19年2月9日付け事務連絡により、年度末に繰越金が発生しないように特配対応物資を活用し、適正に執行するよう、関係校に周知を行った。 平成21年度から給食1食あたりの単価を設定し、給食実施日数に応じて年度の最終徴収月で減額徴収できるよう改めた。このことにより、新たな繰越金を極力発生させないようにしていく。 (平成21年4月1日措置済) 学校給食費会計について、単年度収支に係る報告書様式及び作成要領を策定し、学校に配付のうえ、単年度収支について、より厳密に会計処理が図られるよう、周知を行った。	措置済	平成26年 8月29日

		(平成22年 3月31日措置済) 累積している繰越金については、平成26年度の学校給食費会計公会計化に合わせて、平成26年 8月末までに一般会計に収入することで解消した。収入した繰越金については、教育振興基金に積み立てたうえで、学校教育等の振興を図る事業の資金に充てることとする。 (平成26年 8月29日措置済)		
--	--	---	--	--

報 告 番 号：報告監19の第17号

監 査 の 対 象：平成18年度定期監査等 平成18年度定期監査等 経済局中央
卸売市場南港市場所管事務

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 3月27日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
3	用地管理の適正化を要するもの もと食肉市場用地、南港市場内の 港湾局所管用地（7,146.14m ² ）、 梅南多目的スポーツ広場等につい て、利用実態に合わせた管理替え 等の手続を行うなど、用地管理の 適正化を図られたい。	・もと食肉市場用地のうち112.74㎡については、 道路予定地として建設局 に管理替を行った。 ・梅南多目的スポーツ広 場については、大阪市土 地流動化委員会において、 コミュニティ用地として 利用するため継続保有す ることが適当と判断され た。 (平成19年度措置済) ・もと食肉市場用地及び 港湾局所管用地について、 それぞれ利用実態に合わ せて管理替を行った。 (平成26年11月30日措置 済)	措置済	平成26年 11月30日

報 告 番 号：報告監20の第19号

監 査 の 対 象：平成19年度定期監査等 ゆとりとみどり振興局公園管理事務
所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
6 (3)	平成19年度の委託契約のうち、1件については特名随意契約が行われているにもかかわらず特名理由の記載がなく、5件については特名随意契約理由に妥当性が見当たらなかった。 地方自治法の随意契約規定ならびに本市業務委託契約事務ガイドラインに基づき厳正に事務処理を行われたい。	・ 1件については平成19年度で業務を廃止した。 ・ 1件については、業務の一部を入札するなど、委託内容、発注方法等について見直しを行った。 ・ 1件については、は平成20年度より、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく福祉関係施設等との随意契約事務手続きについて」の通知に基づき、事務手続きを行った。 ・ 1件については、平成20年度より環境局に移管した。 ・ 1件については平成22年度より、公募による契約を行った。 ・ 残り1件の鶴見緑地乗馬苑の管理運営について、平成27年度の鶴見緑地公園全体への公募による指定管理者制度導入と合わせて、鶴見緑地乗馬苑についても制度を導入し、特名随意契約による業務委託を廃止した。	措置済	平成27年 4月1日

報 告 番 号：報告監22の第23号

監 査 の 対 象：平成21年度定期監査等 こども青少年局企画部所管事務

所 管 所 属：こども青少年局

通知を受けた日：平成27年 4月1日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
5 (3)	現場管理について注意を要するもの 監査対象局所管の土地について、許可なく倉庫等が長期間にわたり設置されているものが見受けられた。 また、駐車場として使用許可している土地について現地の状況を確認したところ、場内に許可なく清涼飲料水の自動販売機が設置されていた。 さらに、中央青年センターについて、現地の状況を確認したところ、許可区域外にプレハブ倉庫が設置されていたり、一部の使用者が共有部分を占有している状況が見受けられた。	・駐車場として使用許可している土地上に設置されている自動販売機については、平成22年 9 月 30 日に撤去した。 ・中央青年センターについては、平成22年 5 月末を持って大阪市から所有権が移転した。（平成22年 9 月 30 日措置済） ・指摘のあった倉庫等の一部については、撤去されていることを確認している。（平成23年 4 月 20 日措置済） ・第 3 北開児童遊園の不法占拠案件については、平成24年11月より不動産占有移転禁止仮処分の執行を行った。 ・平成26年 2 月に土地明け渡しの提訴を行い、不法占拠していた車両は撤去された。 ・上記訴訟において、平成26年 4 月に本市の勝訴が確定し、残置物の強制撤去を行った。（平成27年 3 月 26 日措置済）	措置済	平成27年 3 月 26 日

報 告 番 号：報告監23の第 1 号

監 査 の 対 象：平成22年度定期監査等 都市整備局住宅部所管の建築、電気及び機械並びに都市整備局所管の情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況所

所 管 所 属：都市整備局

通知を受けた日：平成27年 4 月 8 日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
5 (1) イ	イ コンピュータ使用費用及びハウジングサービス費用などについて システム運用業務委託においては、コンピュータ使用費用、ハウジングサービス費用及びシステム安定稼動のための委託業務費用について見積書では一式の記載となっている。 今後は、データセンターに設置しているコンピュータを他のユーザーと共同利用していることから、他のユーザーの利用状況を調査したうえで詳細な見積書を入手し、機器等の市販価格等を調査することなどで費用の妥当性を検証し、運用保守に必要なコスト管理を徹底するよう注意されたい。	・平成24年度契約分より仕様書と見積書を容易に比較できるよう、記載内容を見直した仕様書を作成したうえで受託者より詳細な見積書を徴取している。（平成24年 4 月 1 日措置済） ・本システムについては、平成25年度から再構築を開始し、平成27年 3 月に旧システムからの移行を完了した。新システムは、サーバを共同利用しない仕様としており、調達については一般競争入札により実施した。今後は、新システムの運用保守に必要なコストの管理を徹底する。（平成27年 3 月 31日措置済）	措置済	平成27年 3月31日

報 告 番 号：報告監23の第 5 号

監 査 の 対 象：平成22年度出資団体監査 大阪ウォーターフロント開発株式会社

所 管 所 属：港湾局

通知を受けた日：平成27年 5 月 19 日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (4)	売掛金残高の確定を要するもの クーポン券に関する売掛金残高 6,759,018円は、本法人が「クーポン券使用額」を基準に大手旅行代理店等複数の取引先に請求するものである。しかし、取引先が「クーポン券発行額」を基準に本法人へ入金するなどの理由により過年度の違算額が累積している。早	・売掛金照合アプリケーションにより取引情報を精査することで確定したクーポン券に関する売掛残高を、平成26年 6 月 30 日付けで会計上の損益に反映させた。 ・今後、継続的に売掛金照合アプリケーションの	措置済	平成26年 6月30日

期に内容精査し本法人のあるべき残高を確定されたい。	運用による売掛データと入金データの照合及び突合しなかった取引の精査を行うことで、売掛金の回収・未回収を確認を行う。 ・また、売掛金残高が正確に会計システムに反映されていることを確認するため、定期的に売掛金照合アプリケーションと会計システムの売掛残高の照合を行う。		
---------------------------	--	--	--

報 告 番 号：報告監24の第9号

監 査 の 対 象：平成24年度定期監査等 建設局（下水道及び河川関係事務を除く。）所管の土木、電気、機械及び情報システム並びに都市整備局所管の土木に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
3ウ	積算等の考え方を統一するよう改善するよう求めたもの 今回監査した工事等において、次のような積算等の考え方について、局内で統一されていないものが見受けられた。 地盤を掘削したり、杭を地中に打設するなどの工事の施工により、周辺の家屋等の建物や工作物に影響を与える可能性がある場合には、建物等の配置及び現況など、必要と認められるものについて調査することとしている。 このような場合、下水道関連工事においては、対象となる建物等について事前調査のみを行い、必要に応じて施工完了後に事後調査	積算等の考え方に相違があったことについて、局内で統一を図り、平成27年 3月12日付け発出の文書にて同年 4月 1日以降に起案する工事より適用する旨を関係先へ周知した。	措置済	平成27年 3月12日

を行うこととしているが、下水道関連工事以外では、事前調査を行った対象建物等は必ず事後調査も行うこととしている。

今後は、積算等の考え方について局内で統一を図り、設計担当者によりばらつきが生じないよう改善されたい。

報 告 番 号：報告監24の第17号

監 査 の 対 象：平成23年度定期監査等 ゆとりとみどり振興局天王寺動植物公園事務所所管事務

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
7	天王寺動植物公園事務所が所管する備品について、台帳への記載が漏れているもの、台帳の抹消が必要であるもの及び現物を管理するために必要である備品整理票等の表示がされていないものが多数見受けられたので、会計規則に基づき適正に管理するよう注意されたい。 なお、公園に設置された遊具について、備品として台帳へ記載されているものと消耗品あるいは設備として処理され台帳への記載がないものが混在していたが、関係部局とも協議し、適切な資産計上のあり方について検討されたい。	・ 備品台帳への登録漏れや抹消漏れ等については、あらためて事務所が所管する備品の確認を行ったうえで、現状に即した備品台帳として整備済み。 ・ 備品台帳の整備と合わせて、備品整理票等の表示済み。 ・ 今後は、定期的に備品の点検を行うなど、適正な備品管理の徹底する。 ・ 遊具については消耗品と取り扱い、備品台帳から削除済み。 ・ 今回整備した備品台帳と新財務会計システムを照合させ、適切な備品台帳を整備済み。 ・ 今後は定期的に各課・公園事務所単位で備品台帳が適正に整備されているかを確認する。	措置済	平成27年 4月1日

報 告 番 号：報告監24の第27号

監 査 の 対 象：平成23年度随時監査等 高額物品の管理及び活用状況

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	備品台帳が作成されていないものや会計管理者への現在高報告がなされていないもの等が多数見受けられたので注意するよう求めたものの 会計規則によれば、物品については、帳簿に記帳し、現物に備品整理票を貼付するなどして管理しなければならず、局長等は、毎年度末における所管物品の現在高を調査し、物品現在高調査表によりその結果を明らかにし、会計管理者に報告しなければならないとされている。 ・備品台帳が作成されていないものや、会計管理者への現在高報告がなされていないもの等が各所属において多数見受けられたので、同規則に基づき適正な管理を徹底されるよう注意されたい。	備品台帳への登録漏れや抹消漏れ等については、あらためて所管する備品の確認を行ったうえで、現状に即した備品台帳として整備した。 また、備品台帳の整備と合わせて、備品整理票等の表示がないものについては、速やかに整理票等の表示を行った。 今後は、定期的に備品の点検を行うなど、適正な備品管理の徹底に努め、合わせて会計室への現在高報告を適切に行う。 指摘があった物品購入で設置した遊具については、消耗品として取り扱っており、会計室への報告は行わない。 工事で設置した遊具については、公会計制度の動向を踏まえながら関係部局と協議し、小公園においては、建物以外の遊具、園路、広場といった公園の構築物（最近10年間に設置されたものに限る）について1㎡あたり平均単価を算出し、当該公園の㎡数を乗じ、減価償却を反映するという手法で、また、大公園につ	措置済	平成27年 4月1日

		いては、園内の各施設ごとに価格を算出し、減価償却を反映するという手法での公有財産台帳管理システムに資産計上を行った。		
--	--	--	--	--

報 告 番 号：報告監24の第31号

監 査 の 対 象：平成24年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査 公益財団法人 大阪市博物館協会

所 管 所 属：経済戦略局

通知を受けた日：平成27年 3月27日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
4 (1)	調査報告書の未完成が存在するの で早急に完成するよう求めたもの 平成19年度に実施した出資団体 等監査において、「未完成の調査 報告書が残っている。」との指摘 を行ったところであるが、現在も 調査報告書が未完成の契約が残っ ていた。契約内容の履行に関わる ものであり、また、相当年数が経 過しているので、早急に完成され たい。 (大阪文化財研究所)	未完成であった残り29 件の調査報告書について、 整理を行い平成26年度内 に刊行を行った。	措置済	平成27年 3月31日

報 告 番 号：報告監25の第5号

監 査 の 対 象：平成24年度定期監査等 交通局自動車部所管事務

所 管 所 属：交通局

通知を受けた日：平成27年 4月28日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
3 (2) イ	固定資産の管理について注意、改 善するよう求めたもの 日除けテント、バスシェルター 及び金属標識については箇所ごと の個別の金額ではなく、同一年度 内に設置したものの合計額で固定 資産計上を行っていたので、管理	日除けテント、バスシ ェルター及び金属標識に ついては、固定資産台帳 を基本として箇所ごとに 金額明細の作成を行った。 (平成26年12月31日措置 済)	措置済	平成26年 12月31日

	方法について改められたい。			
3 (2) エ	自動車部の固定資産台帳を確認したところ、数量等において、明細等と台帳の整合性がないものや、台帳への入力不備が多数見受けられたので注意されたい。	施設台帳と固定資産台帳の整合性がないものについては、照合を行い、箇所ごとに金額明細の作成を行った。 また、財務会計システムの固定資産台帳への入力の不備については、資産名称ごとの数量を登録した。 (平成26年12月31日措置済)	措置済	平成26年 12月31日

報 告 番 号：報告監25の第22号

監 査 の 対 象：平成24年度定期監査等 市税徴収関係事務（市民税に係るものに限る。）

所 管 所 属：財政局

通知を受けた日：平成27年 4 月 30 日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	滞納事案について早期解消を求めたもの ・なんば市税事務所において、具体的な納付計画がなく、差押等の滞納処分も行われていない高額滞納事案について、滞納整理に特化した収納対策特別チームへ移管することを検討のうえ、早期かつ確実に回収できるよう、必要に応じ納付計画の徴取や滞納処分を行われたい。 ・また、比較的高額な貯蓄性の生命保険を差押えていたものの、価額が誤認されていたため効果的な納税交渉や換価が行われず滞納の解消に至っていないものについて、早期に滞納を解消されたい。	一つ目の指摘である、具体的な納付計画がなく滞納処分も行われていない事案については、滞納者の所有する不動産に滞納市税よりも優先する抵当権が設定されており、公売に適さない物件であることから、監査実施日以降、なんば市税事務所において納税交渉を行った結果、複数回の自主納付及び本税に係る納付計画の受理に至った。 (平成25年 6 月 14 日措置済) その後、計画的な納付を促してきたが、滞納者の経済状況が悪化していることから、金融機関などへの財産調査や自宅搜索を行った。 しかしながら、有効な財産	措置済	平成27年 3 月 20 日

	の発見に至らなかったため、 地方税法第15条の7第1項第 2号（生活困窮）該当の滞納 処分の執行停止を行った。 （平成27年3月20日措置済） 二つ目の指摘である、差し 押さえた生命保険の価額を誤 認した事案については、指摘 の後、これまでの自主納付の 経緯を踏まえ、本年8月末を 猶予の期限として差押債権相 当額の納付を指示したところ、 差し押さえた生命保険の価額 相当額の3,007,000円の自主 納付により完結・完納した。 （平成25年7月25日措置済）	
--	---	--

報 告 番 号：報告監25の第28号

監 査 の 対 象：平成24年度随時監査等 水道事業及び工業用水道事業におけ
る固定資産の管理及び運用状況

所 管 所 属：水道局

通知を受けた日：平成27年3月26日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (5)	固定資産の除却処理について改め るよう求めたもの すでに現存しない資産、資産の大部分が除却され当初の機能を有していない資産や長期間使用実績がなく今後も使用する予定のない資産が見受けられたので、固定資産の現況を的確に把握し、除却処理が必要な資産については、適時に除却処理を行うよう改められた。	すでに現存しない資産については、除却を行った。 （平成25年3月31日措置済） 資産の大部分が除却され当初の機能を有していない資産については除却した。 （平成25年6月28日一部措置済） 長期間使用実績がなく今後も使用する予定のない資産については除却した。 （平成27年3月17日措置済）	措置済	平成27年 3月17日

報 告 番 号：報告監25の第31号

監 査 の 対 象：平成25年度随時監査等 病院局における一般会計繰入金関係
事務等

所 管 所 属：健康局

通知を受けた日：平成26年12月 1 日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (2)	引継ぎの不十分さ等に起因して根拠資料等が適切に保管されておらず、事後的に根拠資料等を作成するといった状況では、一般会計繰入金について信頼性が低い。 よって、一般会計繰入金の明細作成時に使用又は作成したバックデータは適切に保管するよう管理体制を改善されたい。	バックデータの保管を複数個所において行うとともに、紙ベースでの資料も保管するよう改善を行った。	措置済	平成27年 9月30日
3 (3)	高度医療機器に関する平成24年度の減価償却費の2分の1を一般会計繰入金としているが、平成23年度取得の「高精度放射線治療システム」及び「血管撮影装置」について、それぞれの予算金額を取得価額として減価償却費を計算しており、実際の取得価額に基づき計算していなかった。これは、転記ミス防止の内部統制が機能していなかったことが原因と考えられる。 よって、事後的に決算額に基づき再計算を行い精算すると共に転記ミス防止のようチェック体制を改善されたい。	積算の際には複数人数によるチェックを行い、転記ミスを防ぐよう改善を行った。	措置済	平成27年 9月30日

報 告 番 号：報告監25の第39号

監 査 の 対 象：平成25年度出資団体監査 大阪地下街株式会社

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
2 (2)	固定資産の減損に係る会計基準について適用するよう改善を求めたもの等 保養所であるみなづき荘については、すでに使用を休止しており、遊休資産に該当するにも関わらず、減損の必要性が検討されていなかったので固定資産の減損に係る会計基準を適用し、必要に応じて減損を行うよう改善されたい。 また、保養所等の施設については、平成17年度に総務局が策定した「監理団体における福利厚生事業に関する見直し方針」で早期に処分を行うよう示されているので、売却手続等早急に対策を講じられたい。	・みなづき荘は、平成26年 2月24日に不動産売買契約を締結し、平成26年 3月10日に物件を引き渡した。 ・白浜元保養所は、平成26年 5月21日に不動産売買契約を締結し、平成26年 5月21日に物件を引き渡した。 ・蓼科保養所は、平成26年 9月24日に不動産売買契約を締結し、平成26年 9月25日に物件を引き渡した。 ・木曽保養所は、平成26年10月 1日に不動産売買契約を締結し、平成26年12月15日に物件を引き渡した。	措置済	平成26年 12月15日
7 (1)	占用許可事務について改善するよう求めたもの 【本法人及び建設局に対して】 ホワイティうめだ等の地下街に対する平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日までの占用許可について、本法人は、占用許可開始日以後の平成24年 4月19日に「道路占用更新許可申請書」をもって申請を行い、建設局は同年 5月23日に道路占用更新許可書を発行していたので、法令等の規定に基づいて申請、許可手続を行うよう改善されたい。	【大阪地下街株式会社】 ・道路占用更新許可申請については、期限内に申請書を提出できるよう、既に平成24年 4月に占用関係の一覧表を整備している。それに基づき、平成24年度末申請分（占用許可開始日平成25年 4月 1日）から、期限内に申請手続きを行っている。 ・ホワイティうめだ等の地下街に対する道路占用許可期間が、平成27年 3月31日に満了することから、同年 2月27日、建設局に同年 4月 1日から3年間の道路占用更新許可	措置済	平成27年 3月20日

		申請書を提出した。 【建設局】 ・許可期間満了日前までに、本法人に対し更新手続きを行うよう指導し許可書を交付する。 ・ホワイティうめだ等の地下街に対する道路占用許可期間が、平成27年3月31日に満了することから、同年2月27日、大阪地下街株式会社より同年4月1日から3年間の道路占用更新許可申請書を受理し、3月20日に道路占用更新許可書を発行した。		
--	--	---	--	--

報 告 番 号：報告監26の第2号

監 査 の 対 象：平成25年度随時監査等 港湾局港営事業会計における契約事務

所 管 所 属：港湾局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
2	市有財産管理委託について、契約に基づく承認手続きがなされていない事例が見受けられたので事務手続の見直しを求めたもの等 ・ATC株式会社との市有財産管理委託契約において、事前の使用承認に基づき同土地での使用収益を認め、使用収益が管理費用を超えた場合は、その3分の2を管理委託収益（平成24年度約160万円）として納入させているが、事前の使用承認申請も使用状況報告も行われていないものが見受けられたので、収支計上が正しく反映されるよう、事務手続の改善を求めた	・平成25年12月にATCに対し管理委託契約の各条項を遵守するよう求めるとともにATCの所管局である経済戦略局に対してもATCに指導するよう要請した。 ・また、平成26年度契約から毎月の使用収益にかかる計画書の提出を事前として受けるとともに実績報告書の提出も受け、事前申請の漏れなどを確認してきた。 ・平成26年度中、ATC	措置済	平成27年 3月31日

もの。 ・平成24年度の使用収益28件約820万円のうち事前使用承認手続を得ていたのは19件190万円であったので、同手続の徹底を求めたもの。	からは毎月の使用収益にかかる計画書や実績報告書が契約に定める期日までに適切に提出されている。 ・これに基づき当局はA T C の収益イベント等について漏れなく捕捉でき、また、それらに事前申請を行っていないものはなかったことを確認した。 ・なお、事前承認を原則としつつも、やむを得ず緊急に契約土地を臨時的に使用する場合が想定されるため、その対策として、平成26年度から使用後すみやかに緊急使用の理由などを記載した使用報告を受けることとしているが、平成26年度中に当該事例はなかった。 ・今後引き続き当該事務手続きを徹底し、継続させていく。		
--	---	--	--

報 告 番 号：報告監26の第7号

監 査 の 対 象：平成25年度定期監査等 保健所（管理課、保健医療対策課及び感染症対策課）所管事務

所 管 所 属：健康局

通知を受けた日：平成27年 3月31日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
4 (1)	公害健康被害補償法に基づく機能訓練として実施する水泳教室事業について改善を求めたもの 公害健康被害補償法に基づき独立行政法人環境再生保全機構の助成金により実施される、市内在住	・周知方法については、従来の周知依頼先（小児科を併設する診療所等）から、新たに耳鼻咽喉科200医療機関にも周知した。 ・ぜん息児水泳教室事業	措置済	平成26年 12月25日

の小児ぜん息児を対象とする、水泳教室及び健康回復キャンプ事業について、年々参加者が減少し、平成24年度及び25年度ともに定員に対する参加率も低調となっている。 アンケート結果等を活用し、対象者への周知方法の一層の充実を図るとともに、その実施方法等についても検証する仕組みを確立されたい。	については、参加者アンケート結果を反映し、開催時期・開催時間の変更、対象者の年齢を拡充し改善を図った。 ・ぜん息児健康回復キャンプ事業については、参加率が低調なことから効果的な実施方法について検討し、宿泊型キャンプから日帰りの事業に改めた。		
---	--	--	--

報 告 番 号：報告監26の第9号

監 査 の 対 象：平成25年度定期監査等 建設局所管の土木、建築並びに電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

（土木は下水道河川部所管を除き、電気、機械及び情報システムは道路関係事務を除く。）

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成27年 5月19日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
2	過積載の再発防止に向けて改善を求めたもの 「高見公園新設工事」ほか2件について、過積載による運搬が長期間にわたり見受けられた。 また、建設局では、監督職員が「建設系廃棄物搬入集計表」（以下「廃棄物集計表」という。）の提出を受注者より毎月受けることになっており、工事等において運用は行っているが、過積載を確認できる様式とはなっておらず、一方で、公園工事を所管している公園緑化部では、廃棄物集計表の運用は行われていなかった。 今後は、過積載を防止するよう、受注者の指導を徹底すると	・事業所課長級の管理監督者及び監督職員への具体的な過積載車両の確認方法等を含めた過積載防止の周知徹底を図った。 ・受注者に対しては、工事着手前に過積載防止の指導を徹底するとともに、工事現場安全パトロールで過積載の現場点検を実施するなど、指導強化策についても実施した。 ・全市的な過積載防止の取組みについて、関係事業局で構成する大阪市技術管理連絡協議会の場で情報共有及び審議した結	措置済	平成27年 3月31日

	もに、廃棄物集計表を過積載が確認できる様式に改め、工事履行中に随時確認できる体制を早急に確立されたい。 また、過去より本市発注工事で横断的に発生している過積載について、関係局と連携を図り、本市全体としてその防止に向けた対策を整理、統一するよう努められたい。 ※ほか2件：土木工事	果、他局とも統一した取組となるよう、「過積載の事実を事後でも確認できる記録の整備を行うこと」を共通認識として確認し、各局の仕様書に合わせて、対応を進めることが決定された。 ・指摘の「建設系廃棄物搬入集計表」を過積載が確認できる様式に変更し、平成27年1月19日付発出の通知文書にて平成27年度提出分より適用することを周知するとともに、本市ホームページに掲載した。		
4	検査の考査内容に施工内容を適正に反映していなかったため改善を求めたもの 「西成区第369号線擁壁設置工事－3」及び「中柳田橋架替工事」について、過積載が見受けられており、また、前者については、擁壁の型枠取り外し時におけるコンクリート強度の管理が不適正であったにもかかわらず、成績評定において監督職員や検査職員による考査内容に実際の施工内容が適正に反映されていなかった。 今後は、工事監督のチェックリストの確認などにより、施工内容を十分に把握した事業請負成績調書の考査を行い、厳正な検査となるようにされたい。	・指摘の検査の考査内容に施工内容を適切に反映することについては、契約管財局が平成26年度より改定施行した請負工事成績評定要領を、検査職員及び監督職員間での説明会において、監督職員等及び検査職員等にその内容を説明するとともに、十分に確認し評価するよう会議等において、周知・指導した。その後の検査においては、監督及び検査職員の双方による実施状況が検査担当で確認がなされており、今後とも厳正な検査の実施状況を確認していく。	措置済	平成27年 3月31日
8	警備業務委託の履行確認が適正に行われていなかったため改善を求めたもの (1)「中之島公園の適正化対策に	・関係職員に日報などにより履行内容の確認を十分に行うよう周知徹底を行った。	措置済	平成27年 3月31日

係る巡回警備業務委託（その２）」 ほか５件については、受託者から提出された警備員名簿及び一覧表に載っていない者が全体で12名、巡回警備業務に従事していた。 (2)「大阪城公園内警備業務委託その２」については、発注者が求める施設警備を３年以上経験している資格を有していない者が全体で２名、警備業務に従事していた。 なお、本件の適正な業務履行が確認できない部分の費用については、受託者より平成26年１月末に返還、納付がなされている。 (3)「天王寺公園の適正化対策に係る巡回警備業務委託その２」については、受託者より提出された日報について、24時間の巡回警備が必要な計37日のうち９日間で、日勤の巡回警備が確認できないにもかかわらず、その日報を受領し、決裁を行っていた。 ただし、本件については、監査の過程において受託者に出勤簿の提出を求め、日報の記載誤りであることの確認を行っている。 また、これらの警備業務の名簿については、受託者ごとに様式、記載内容が異なっており、業務に必要としている警備員の資格や経験年数等が適確に確認できるものとは言い難い状況であった。 今後は、警備の品質を確保するため、監督職員が警備員の資格等を適確に確認できるよう、仕様書等で名簿に記載すべき項目を明記し、名簿の様式を統一するとともに、受託者より提出される名簿、日報等の確認を十分に行われたい。	・平成26年度から、監督職員による確認作業をより的確に行うため、警備員名簿の様式を、格要件などを含め見やすい形に改善・統一した。 ・平成26年度から、確認漏れが生じないように日報に本市側のチェック欄を設け、名簿に記載されている警備員かどうか、日報の記載内容に不備がないかなどの確認作業の改善を図った。また、巡回時の記録写真を撮影させることや、日報の様式をより詳細なものとするなど、警備の品質を確保するよう改善を図った。 ・今後も、必要に応じて適宜様式の見直し・改善を行いつつ、適正な履行確認を継続して実施する。		
--	---	--	--

報 告 番 号：報告監26の第10号

監 査 の 対 象：平成25年度随時監査等 歳入歳出外現金等関係事務

所 管 所 属：人事室

通知を受けた日：平成27年 5月25日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容	措置分類	措置日
1 (1)	所管している歳入歳出外現金等に内容が不明なもの等が見受けられたので、適切に管理するよう求めたもの 内容が不明なもの等について、内容を調査し、債権者への支払や還付等を行い、内容の特定ができないものについても処理方針と処理期間を定め適切に処理されたい。	【雇用保険料（旧「給与控除金」）】 ・雇用保険料の不明金滞留金調査は、調査可能な平成21年4月まで遡って、新旧財務会計システムの収入・支出・振替データと納付の決裁資料をもとに調査した結果、職員から社会保険料を過徴収していたもの32,286円、雇用保険料を予算所属に歳出戻入すべきであったものの155,946円が滞留している事実が判明し、調査可能な期間の滞留金については解明できた。 ・平成21年3月以前については、「歳入歳出外現金内訳簿」が廃棄文書（保存期間5年）となっているため、調査不可能。 ・滞留金のうち、職員へ還付が必要な32,286円については対象職員へ還付、予算所属に歳出戻入が必要な155,946円については当該所属への振替処理を行った。 ・これらの措置を講じ、平成27年2月末残高630,200円から、判明した滞留金32,286円、	措置済	平成27年 4月30日

		155,946円の合計188,232円を減じると、調査可能な期間の開始日である平成21年4月1日時点残高441,968円と一致する。この平成21年4月1日時点の不明滞留金441,968円は、平成20年10月の総務事務センター稼働以前に当該事務所管であった給与課で発生したものと、稼働後に管理課で発生した不明滞留金と混在していると考えられるが、これを確認できる調査関係書類が廃棄され調査不能であるため、平成21年4月1日時点の残高441,968円を、人事室の雑収科目に振替処理を行った。		
1 (1)		【所得税】 ・所得税の滞留金について、平成20年10月のセンター稼働時以降の日々の収入額と税務署への納付にかかる決裁資料を照合 ・確認し、残額の動向を調査した。その結果、総務事務センター稼働当初の平成20年9月末の不明金が279,260円、以降平成26年8月末の不明金144,834円と変動しているため、その間の不明金の変動について確認を行った結果、税務署への過誤納額277,849円、未納税額101,873円、他所属滞留金41,550円あることが判	措置済	平成26年 12月10日

		明した。 過誤納額277,849円については充当届出を、未納税額101,873円については、速やかに納税をそれぞれ税務署に対して行った。また、他所属滞留金41,550円については、平成20年以前からの所得税の滞留金であるため、国税の徴収権の時効である5年を迎えているため、当該所属の雑収科目に振替処理を行った。 これらの措置を講じ、平成26年8月末の不明金である144,834円を加算した結果、総務事務センター稼働当初からの不明金279,260円と一致している。 そのため、総務事務センター稼働当初からの不明金279,260円についても、国税の徴収権の時効である5年を迎えているため、人事室の雑収科目に振替処理を行った。		
1 (1)	所管している歳入歳出外現金等に内容が不明なもの等が見受けられたので、適切に管理するよう求めたもの 受払簿を整備するとともに、今後、内容が不明なもの等が見受けられる状況が発生しないよう、少なくとも年1回、台帳や受払簿の内容確認や、現金残高との照合を行うなど適切な残高管理を実施されたい。	【雇用保険料（旧給与控除金）及び社会保険料共通】 ・平成26年6月以前は、「雇用保険料」（旧「給与控除金」）に再任用職員の雇用保険料と社会保険料、「社会保険料」に臨時職員の雇用保険料と社会保険料といった2種類の保険料を任用区分ごとに収納していた。平成	措置済	平成27年 3月31日

		26年7月以降は、同一の保険料を収納する保管単位による運用としたことにより、一時取扱金から関係先への納付時期が統一され、より適切な一時取扱金の残高管理を行うこととした。（平成26年6月19日付け依頼文にて通知済み） ・毎月の残金確認については、一時取扱金毎に「歳入歳出外現金収支表」を作成し、月末時点の残高を確認・管理することで、新たな不明滞留金が発生しないよう改善措置を講じ、社会保険料及び雇用保険料の支出の際の決裁資料として添付することとした。		
		【社会保険料】 ・毎月発生する社会保険料の請求額と納付額との端数差額については、平成26年10月以降保険料計算において、小数点以下の端数を全て切り捨てし、必ず関係先からの請求額よりも納付額が少なくなるよう計算方法を変更し、差額について人事室管理課歳出科目にて支出する運用に変更、端数による滞留がないよう改善措置を実施した。（平成26年10月1日付け事務連絡にて通知済み） ・これまで、月次の社会保険料を給与で控除出来	措置済	平成27年 3月31日

		ず（控除不能分）、納付日である月末までに職員から納付がなかった場合に、一時取扱金の不明滞留金から立替えて支出を行っていたが、平成26年10月より控除不能が発生した時点で、事業主の負担として所属の歳出科目で支出し、一時取扱金から立替え支出をしないよう事務処理の変更を行った。 ・社会保険料の調整額を確認する資料については、これまで内部資料であった調整額を記載した「社会保険料内訳表」を、月々の社会保険料納付の決裁資料として添付し、支払い決定の根拠資料となるよう事務処理の変更を行った。		
1 (1)		【所得税】 ・所得税については、平成25年10月以降、残高管理台帳を整備するとともに毎月の納付時に各所属において報償金や給与等の支払いを行った際に徴収した源泉所得税額と報償金・給与等の支払額との整合性の確認を行うよう事務を改めた。なお、随時監査による指摘以降、残金の増減はない。 また、調査の結果、滞留金が発生する主な要因としては、所属の源泉徴収事務誤りによる所得税	措置済	平成26年 12月10日